

茨城県就学前教育・家庭教育推進 アクションプラン

令和8年3月
茨城県教育委員会

目次

I アクションプラン策定の考え方

1	策定の趣旨	p 1
2	アクションプランの位置付け	p 1
3	計画期間	p 1
4	就学前教育及び家庭教育における目標	p 1
5	進行管理	p 1

II 具体的な施策

1	施策の方向性	p 2
2	具体的な取組	p 3
	施策1 社会全体での就学前教育・家庭教育の推進	p 3
	施策2 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進	p 5
	施策3 家庭の教育力の向上	p 7
	施策4 個別的な配慮が必要な子どもへの支援	p 9

◆参考資料◆	p 11
--------	------

I アクションプラン策定の考え方

1 策定の趣旨

県教育委員会では、「いばらき教育プラン」を踏まえ、平成29年3月に策定した「茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョン」において、就学前教育及び家庭教育における目標や施策の方向性等について示すとともに、方向性を関係者間で共有し、社会全体で就学前教育及び家庭教育を推進するための具体的な計画として、平成30年3月に「茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定しました。

また、令和4年度からは、「茨城県総合計画（以下「県総合計画」という。）」の教育に関する部分をもって「いばらき教育プラン」に代えることとし、県総合計画における就学前教育・家庭教育の推進に係る取組の進行管理を行うものとして令和4年3月にアクションプランを策定し、施策を推進してきました。

同アクションプランは、県総合計画の計画期間に合わせ令和7年度までとなっていることから、令和8年度以降の施策の具体的取組及び進行管理を行うため、新たなアクションプランを策定します。

2 アクションプランの位置付け

このアクションプランは、「県総合計画」を踏まえて、就学前教育及び家庭教育を推進するための行動計画として位置付けるものです。

3 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とします。

4 就学前教育及び家庭教育における目標

生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期はもとより高校生等まで、子どもたちが家族やまわりの人々などからの深い愛情に基づき心身ともに健やかに成長し、特に乳幼児期においては家庭や集団生活での遊びや体験を通じて生きる力を養うことで、自主性・自立性に富み、優しさや思いやりをもって、強くたくましく生きられる子どもたちの育成を図ります。

5 進行管理

アクションプランの推進に当たっては、「茨城県就学前教育・家庭教育推進協議会」等において、各事業及び各取組の精査や今後の推進方策等についての意見聴取を行うとともに、毎年度、各施策の進捗状況を数値目標の達成状況等により分析・評価し、必要に応じて施策・事業の見直し、改善を図ります。

Ⅱ 具体的な施策

1 施策の方向性

施策1 社会全体での就学前教育・家庭教育の推進

就学前教育・家庭教育を推進するために必要な基盤を構築し、幼児教育施設、学校、家庭、地域や関係機関等がそれぞれ連携することで、社会全体で就学前教育・家庭教育に取り組みます。

【施策項目】

- (1) 就学前教育・家庭教育に係る推進体制の構築
- (2) 就学前教育・家庭教育に関する相談体制の整備と活用
- (3) 就学前教育・家庭教育の支援を行う人材の育成と資質向上
- (4) 地域と学校、家庭の連携・協働

施策2 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育施設と小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ）の相互理解を図るとともに、教職員の専門性を高める研修を充実することで、幼児教育施設と小学校との交流・連携・接続の強化を図ります。

【施策項目】

- (1) 架け橋カリキュラムの策定及び活用、改善
- (2) 幼児教育施設と小学校の連携・協働・接続及び情報共有
- (3) 保育者や小学校教員の資質向上
- (4) 子どもの発達の連続性を踏まえた学びの充実

施策3 家庭の教育力の向上

乳幼児から高校生等までの子どもがいる全ての家庭に対して、社会全体で必要な支援を行い、保護者が担う家庭の教育力の向上を図ります。

【施策項目】

- (1) 保護者に対する学びの機会の提供と情報提供
- (2) 子どもの成長に沿った家族で過ごす時間の促進
- (3) 地域、企業、学校等と連携・協働した家庭教育への支援
- (4) 若い世代が親になったときのための学びの支援

施策4 個別的な配慮が必要な子どもへの支援

多様な家庭環境にある子どもや個別の配慮が必要な子どもへの支援を推進します。

【施策項目】

- (1) 個別の配慮が必要な子どもの早期発見・早期支援システムの構築及び早期教育相談の充実
- (2) 個別の教育支援計画の作成・引継ぎによる切れ目のない支援及び情報共有
- (3) 家庭教育に悩みを抱える家庭へのアウトリーチ型の支援
- (4) 生活に困窮する家庭への総合的支援

2 具体的な取組

施策1 社会全体での就学前教育・家庭教育の推進

就学前教育・家庭教育を推進するために必要な基盤を構築し、幼児教育施設、学校、家庭、地域や関係機関等がそれぞれ連携することで、社会全体で就学前教育・家庭教育に取り組みます。

(1) 就学前教育・家庭教育に係る推進体制の構築

① 「茨城県就学前教育・家庭教育推進協議会」等を活用した連携強化

学識経験者や幼児教育施設、各種団体、行政等の関係者で構成する「茨城県就学前教育・家庭教育推進協議会」や「茨城県架け橋プログラム推進検討会※」を活用し、関係者の意見を聴取しながら、関係部局等と連携した取組や地域の課題に応じた支援を進めます。

(就学前教育・家庭教育推進室)

※県全体の架け橋プログラムの推進に向け、県関係課・教育事務所・県幼児教育アドバイザーが情報共有・意見交換を行う会議。

② 市町村の「保幼小連携協議会」等における連携強化

各市町村の「保幼小連携協議会※」の設置状況や活用方法等の情報を提供し、市町村における「保幼小連携協議会」の設置や関係課・幼児教育施設・小学校との連携体制の構築・強化を支援します。

(就学前教育・家庭教育推進室)

※名称や設置形態等にかかわらず、関係課や幼児教育施設、小学校が意見交換・情報共有を行うための協議の場としての機能を有するもの。

③ 市町村の「家庭教育推進協議会」等の設置促進及び連携強化

各市町村の「家庭教育推進協議会※」の設置状況や活用方法等の情報を提供し、市町村における「家庭教育推進協議会」の設置や関係機関・団体との連携体制の構築・強化を支援します。

(就学前教育・家庭教育推進室)

※名称や設置形態等にかかわらず、関係課や関係機関、関係団体等が意見交換・情報共有を行うための協議の場としての機能を有するもの。

【数値目標】

指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
保幼小連携協議会を設置している市町村数	42市町村	44市町村
家庭教育推進協議会を設置している市町村数	28市町村	44市町村

(2) 就学前教育・家庭教育に関する相談体制の整備と活用

① 市町村幼児教育アドバイザーの配置促進

市町村幼児教育アドバイザーの配置状況や活用方法、国の補助等の情報を提供し、市町村における配置を促進します。

(就学前教育・家庭教育推進室)

② 訪問型家庭教育支援の充実及び実施市町村の拡大

訪問型家庭教育支援の取組事例や成果等の情報を提供するとともに、取組に対する補助を行うことにより、市町村における支援の充実や未実施市町村への導入を働きかけます。

(就学前教育・家庭教育推進室)

③ 切れ目のない支援のための相談体制の充実及び相談窓口の周知促進

子育てや子どもの発達、家庭や学校での生活等に係る切れ目のない支援のため、様々な主体による相談体制の充実を図ります。また、県の家庭教育支援ポータルサイト「家庭教育応援ナビ」(以下「家庭教育応援ナビ」という。)をはじめとした県・市町村のホームページや広報誌、幼児教育施設や学校等と連携した発信等により、各相談窓口の周知促進を図ります。

(就学前教育・家庭教育推進室、生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課、青少年家庭課、福祉政策課、警察本部人身安全少年課)

(3) 就学前教育・家庭教育の支援を行う人材の育成と資質向上

① 保幼小接続に携わる人材の育成及び資質向上

市町村の幼児教育担当者や幼児教育施設・学校等の接続担当者を対象とした研修を実施し、保幼小接続に携わる人材の育成と資質向上を図ります。(就学前教育・家庭教育推進室)

② 家庭教育支援に携わる人材の育成及び資質向上

市町村の家庭教育支援担当者や家庭教育推進員、訪問型家庭教育支援員等を対象とした研修を実施し、家庭教育支援に携わる人材の育成及び資質向上を図ります。

(就学前教育・家庭教育推進室)

③ 県の幼児教育アドバイザー及び家庭教育支援スーパーバイザーの派遣

県幼児教育アドバイザーや家庭教育支援スーパーバイザーを市町村が開催する協議会や研修会等に派遣し、事業推進に係る指導・助言や相談対応等を行うことにより、市町村における幼児教育及び家庭教育に携わる人材の育成を支援します。(就学前教育・家庭教育推進室)

【数値目標】

指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
訪問型家庭教育支援に取り組む市町村数	28市町村	33市町村

(4) 地域と学校、家庭の連携・協働

① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

学校と地域が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を支援します。

(義務教育課、生涯学習課)

② 地域の子育て支援団体等との連携促進

市町村を通じて、家庭教育支援チーム制度の活用を子育て支援団体や子育てサークル等に働きかけるとともに、放課後児童クラブ等との連携を図るなどして、地域で家庭を支える活動を促進します。(就学前教育・家庭教育推進室、少子化対策課)

【数値目標】

指標	現状値 (R7)	目標値 (R11)
小中義務教育学校における家庭や地域が一体となって特色ある学校づくりを進めるコミュニティ・スクールの県内設置校の割合	82.1%	100%

施策2 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育施設と小学校の相互理解を図るとともに、教職員の専門性を高める研修を充実することで、幼児教育施設と小学校との交流・連携・接続の強化を図ります。

(1) 架け橋カリキュラムの策定及び活用、改善

① 学校区単位での架け橋カリキュラムの策定・実施等の推進

全ての学校区で公立・私立の区別なく幼児教育と学校教育の円滑な接続が図られるよう、「茨城県架け橋プログラム推進検討会」において推進方策を検討し、市町村の取組状況に応じた支援を行うことにより、学校区単位での架け橋カリキュラムの策定・実施等を推進します。

(就学前教育・家庭教育推進室)

② 「茨城県架け橋カリキュラム作成ガイドブック」の活用促進

「架け橋カリキュラム作成ガイドブック」の内容充実に努めるとともに、研修等を通じて普及を図ることにより、市町村における活用を促進します。

(就学前教育・家庭教育推進室)

③ 県幼児教育アドバイザーの派遣等による架け橋カリキュラム策定支援

県幼児教育アドバイザーを市町村が開催する研修会や架け橋カリキュラム策定に係る開発会議等（以下「開発会議等」という。）に派遣し、架け橋カリキュラムの考え方や策定の仕方について指導・助言を行うことにより、市町村や学校区における架け橋カリキュラムの策定を支援します。

(就学前教育・家庭教育推進室)

【数値目標】

指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
全ての学校区で架け橋カリキュラムの実施・検証・改善が図られている市町村数	—	44市町村

(2) 幼児教育施設と小学校の連携・協働・接続及び情報共有

① 開発会議等を活用した幼児教育施設と小学校の意見交換の促進

開発会議等の機会を活用し、保育者と小学校教員、幼児教育施設と小学校の管理職等の意見交換を促進します。

(就学前教育・家庭教育推進室)

② 幼児教育施設における個別の教育支援計画作成及び小学校との円滑な引継ぎ

幼児教育施設において個別の教育支援計画を作成し、保育者、教員、家庭及び関係機関が連携する際の情報共有ツールとして活用するとともに、小学校への引継ぎを円滑に行います。

(特別支援教育課)

③ 幼児教育施設と小学校の連携事例等の収集及び共有

幼児教育施設と小学校とで効果的に情報を共有している取組事例を収集し、研修等で紹介するなど、幼児教育施設と小学校との情報共有の取組を推進します。

(就学前教育・家庭教育推進室)

(3) 保育者や小学校教員の資質向上

① 園内リーダー・保幼小接続コーディネーターを中心とした園内・校内研修の充実

幼児教育と小学校教育の接続について保育者及び教員の理解が進むよう、園内リーダーや保幼小接続コーディネーターを中心とした園内・校内研修の開催を促進するとともに、県の幼児教育指導資料「茨城の幼児教育」や「家庭教育応援ナビ」掲載情報の活用等による研修内容の充実を働きかけます。
(就学前教育・家庭教育推進室、義務教育課)

② 相互参観や意見交換等を通じた相互理解の促進、保育・授業の改善

保育者と小学校教員の相互参観や参観後の意見交換等の機会を通して幼児教育と小学校教育の相互理解を促進し、日々の保育や授業の改善を図ります。
(就学前教育・家庭教育推進室)

③ キャリアステージに応じた体系的な研修の実施及び研修内容の改善・充実

経験年数や役割等に応じた研修を体系的に実施するほか、参加しやすい研修の工夫や内容の充実、関係団体主催研修等との連携・協力を進め、保幼小の連携・接続について、より多くの保育者や教員の理解促進を図ります。
(就学前教育・家庭教育推進室、義務教育課、子ども未来課)

【数値目標】

指標	現状値 (R7)	目標値 (R11)
教員の保育参観等を行っている、また、保育者の授業参観等を受け入れており、意見交換の機会を設けている小学校の割合	保育参観 54.5% 授業参観 48.0%	100%

(4) 子どもの発達の連続性を踏まえた学びの充実

① 小学校以降の生活や学習の基盤となる豊かな体験を通じた保育の充実

幼児教育施設において、架け橋カリキュラムを実践することにより、直接的・具体的で豊かな体験を通して、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育成する保育の充実を図ります。
(就学前教育・家庭教育推進室)

② 「環境を通して行う教育」を踏まえた小学校での授業改善の取組推進

小学校において、架け橋カリキュラムを実践することにより、幼児教育の主体性を大切にしながら「環境を通して行う教育」の考え方を取り入れた授業改善の取組を推進します。
(就学前教育・家庭教育推進室)

③ 架け橋期の育ちと学びにおける保護者の理解促進

幼児教育施設や小学校における懇談会や就学时健康診断等の機会を活用し、架け橋期の育ちと学びや「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について保護者の理解促進を図ります。
(就学前教育・家庭教育推進室)

【数値目標】

指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
架け橋カリキュラムに基づいて授業改善を進めている小学校の割合	—	100%

施策3 家庭の教育力の向上

乳幼児から高校生等までの子どもがいる全ての家庭に対して、社会全体で必要な支援を行い、保護者が担う家庭の教育力の向上を図ります。

(1) 保護者に対する学びの機会の提供と情報提供

① 市町村、幼児教育施設、学校、企業等における家庭教育学級・講座の実施促進

市町村を通じて、幼児教育施設や学校、公民館等における家庭教育学級・講座（以下「家庭教育学級・講座」という。）の実施を推進します。また、企業等における家庭教育学級・講座について、研修や「家庭教育応援ナビ」を通じた実践事例等の普及及び市町村・関係団体と連携した企業等への周知等に努め、その実施を促進します。（就学前教育・家庭教育推進室）

② 家庭教育推進員等を活用した家庭教育学級・講座の活性化

家庭教育学級・講座において、家庭教育推進員や訪問型家庭教育支援員等を積極的に活用し、保護者同士の交流等の活性化を図るよう働きかけます。（就学前教育・家庭教育推進室）

③ 「家庭教育応援ナビ」を活用した情報発信、コンテンツ内容の充実

保護者が必要としたときに求める情報が得られるよう、「家庭教育応援ナビ」のコンテンツ内容の充実及び周知促進を図るとともに、家庭教育学級・講座や広報等での活用を働きかけます。（就学前教育・家庭教育推進室）

【数値目標】

指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
市町村で行われる家庭教育学級・講座の開催（オンライン開催、企業における家庭教育学級等含む）回数	3,176回	3,200回

(2) 子どもの成長に沿った家族で過ごす時間の促進

① 家庭でのインターネットルールづくりやメディアリテラシーの促進

SNS起因のトラブル・犯罪の未然防止として、子ども及び保護者の情報モラルを向上させるため、インターネットの安全な使い方を学ぶ講座の開催や家庭でのルールづくり、フィルタリングなどの有害情報対策を推進します。

（生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課、義務教育課、高校教育課、青少年家庭課、警察本部人身安全少年課、就学前教育・家庭教育推進室）

② 様々な機会を捉えた親子の体験活動の促進

県立図書館における読み聞かせ講座の実施や、「家庭教育応援ナビ」における「おすすめの本紹介」の掲載等を通じて、読み聞かせによる親子の触れ合いを推進します。また、ラーケーション制度の活用のほか、青少年教育施設や博物館等において自然体験や宿泊体験、創作・鑑賞等の機会を提供し、親子の体験活動の促進を図ります。

（生涯学習課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、文化課）

③ 家族で過ごす時間の大切さ等の意識啓発

子どもと話をしたり、遊んだり、家族が一緒に過ごす時間の大切さについて、毎月第3日曜

日の「家庭の日」や11月1日の「いばらき教育の日」、11月の「いばらき教育月間」など、様々な機会を捉えて、普及・啓発を促進します。

(就学前教育・家庭教育推進室、生涯学習課、少子化対策課)

【数値目標】

指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
インターネット利用についての家庭のルールづくりを実施している児童生徒の割合	小81.6% 中77.3% 高96.5% 特(小)99.0% 特(中)98.8% 特(高)98.7%	100%

(3) 地域、企業、学校等と連携・協働した家庭教育への支援

① 家庭教育支援チーム等と連携・協働した訪問型家庭教育支援の推進

市町村が実施する訪問型家庭教育支援の取組に対し補助や人材育成等を行うことにより、家庭教育支援チームや幼児教育施設、学校、保健・福祉等の関係機関による連携・協働体制を構築し、地域の課題に応じた家庭教育支援を推進します。(就学前教育・家庭教育推進室)

② 市町村、幼児教育施設、学校、企業等における家庭教育学級・講座の実施促進 【再掲】

市町村を通じて、家庭教育学級・講座の実施を推進します。また、企業等における家庭教育学級・講座について、研修や「家庭教育応援ナビ」を通じた実践事例等の普及及び市町村・関係団体と連携した企業等への周知等に努め、その実施を促進します。

(就学前教育・家庭教育推進室)

③ 社会全体で家庭教育や子どものウェルビーイングを推進する気運の醸成

「茨城県家庭教育を支援するための条例」及び「茨城県こども計画」における「こどもまんなか社会」理念の普及・啓発を行い、社会全体で家庭教育や子どものウェルビーイングを推進する気運の醸成を図ります。

(就学前教育・家庭教育推進室、少子化対策課)

【数値目標】

指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
家庭教育支援チームの文部科学省への登録数	42チーム	52チーム

(4) 若い世代が親になったときのための学びの支援

① ライフデザインセミナーを通じた結婚や子育てに対する前向きな気運の醸成

進学や就職等自分の将来について考える時期にある高校生等を対象に、子育て支援団体等と連携を図りながらライフプランの形成を促すプログラムの提供等を推進し、結婚や子育てに前向きな気運の醸成を図ります。

(少子化対策課、就学前教育・家庭教育推進室、高校教育課)

② プレコンセプションケアの推進

性別を問わず、性や月経、妊娠に関する正しい知識を深めるため、出前講座等による普及・啓発や、健康管理を促すプレコンセプションケアの推進に努めます。

(少子化対策課)

施策4 個別的な配慮が必要な子どもへの支援

多様な家庭環境にある子どもや個別の配慮が必要な子どもへの支援を推進します。

(1) 個別の配慮が必要な子どもの早期発見・早期支援システムの構築及び早期教育相談の充実

① 個別の配慮が必要な子どもの早期発見及び早期支援

不登校児童生徒や児童虐待、ヤングケアラー、帰国・外国人児童生徒など個別の配慮が必要な子ども（以下「個別の配慮が必要な子ども」という。）について、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、早期発見及び早期支援に努めます。

（就学前教育・家庭教育推進室、生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課、青少年家庭課、福祉政策課）

② 病気や発達の特性等の早期発見と5歳児健診等の推進及び保護者への相談支援

子どもの病気や発達の特性等を早期に発見し、適切な支援につなぐとともに、保健福祉と教育部門の連携を図りながら、子どもの健やかな成長を支えるため5歳児健診等の推進・普及に努めます。また、盲学校、聾学校において、視聴覚障害児早期教育指導員が0歳から就学前の視聴覚障害児に、発達を促す指導を行うとともに、養育についての保護者の相談対応や望ましい親子関係づくり等の支援をします。（少子化対策課、障害福祉課、特別支援教育課）

③ 切れ目のない支援のための相談体制の充実及び相談窓口の周知促進 【再掲】

子育てや子どもの発達、家庭や学校での生活等に係る切れ目のない支援のため、様々な主体による相談体制の充実を図ります。また、「家庭教育応援ナビ」をはじめとした県・市町村のホームページや広報誌、幼児教育施設や学校等と連携した発信等により、各相談窓口の周知促進を図ります。

（就学前教育・家庭教育推進室、生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課、青少年家庭課、福祉政策課、警察本部人身安全少年課）

【数値目標】

指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
学校内外の機関等で相談・指導等を受けている 小中義務教育学校における不登校児童生徒の割合	94.0%	100%

(2) 個別の教育支援計画の作成・引継ぎによる切れ目のない支援及び情報共有

① 幼児教育施設における個別の教育支援計画作成及び小学校との円滑な引継ぎ 【再掲】

幼児教育施設において個別の教育支援計画を作成し、保育者、教員、家庭及び関係機関が連携する際の情報共有ツールとして活用するとともに、小学校への引継ぎを円滑に行います。

（特別支援教育課）

② 個別の配慮が必要な子どもに係る情報共有強化

個別の配慮が必要な子どもについて、保育者や教員、関係機関が情報を共有し、子どもの状況を的確に把握するとともに、連携して支援を行います。

（就学前教育・家庭教育推進室、生徒支援・いじめ対策推進室、青少年家庭課、福祉政策課）

(3) 家庭教育に悩みを抱える家庭へのアウトリーチ型の支援

① 家庭教育支援チーム等と連携・協働した訪問型家庭教育支援の推進【再掲】

市町村が実施する訪問型家庭教育支援の取組に対し補助や人材育成等を行うことにより、家庭教育支援チームや幼児教育施設、学校、保健・福祉等の関係機関による連携・協働体制を構築し、地域の課題に応じた家庭教育支援を推進します。

(就学前教育・家庭教育推進室)

② 市町村の協議会やケース会議等での家庭教育支援スーパーバイザーの活用促進

困難な問題を抱える家庭に対し適切な支援を行うことができるよう、家庭教育支援スーパーバイザーを市町村が開催する協議会やケース会議等へ派遣し、事業推進に係る指導・助言及び訪問型家庭教育支援員等からの相談対応等を行います。

(就学前教育・家庭教育推進室)

③ 訪問型家庭教育支援の周知促進

「家庭教育応援ナビ」をはじめとした県・市町村のホームページや広報誌、幼児教育施設や学校等と連携した情報発信等により、「届ける家庭教育支援」として訪問型家庭教育支援の周知促進を図ります。

(就学前教育・家庭教育推進室)

【数値目標】

指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
当該年度の訪問型家庭教育支援の対象家庭のうち改善が見られている家庭の割合	95.2%	100%

(4) 生活に困窮する家庭への総合的支援

① 生活困窮世帯の子どもへの学習支援及び子ども・保護者への生活支援の実施

生活困窮世帯の子どもへの学習支援や、子どもの生活習慣・生活環境等の改善に向けた子ども及びその保護者への助言などの生活支援を実施します。

(福祉人材・指導課)

② 学習や様々な体験・交流活動の機会を提供できる子どもの居場所づくりの促進

放課後児童クラブと放課後子供教室との連携、子ども食堂の立ち上げや活動継続のための支援、公民館や図書館等の社会教育施設の活用等を通して、学習や様々な体験・交流活動の機会が提供できる子どもの居場所づくりを促進します。

(生涯学習課、少子化対策課、青少年家庭課)

◆ 参 考 資 料 ◆

資料 1 施策体系一覽

資料 2 数值目標一覽

資料 3 茨城県就学前教育・家庭教育推進協議会設置要綱

資料1 施策体系一覧

施策	施策項目	取組事項	関係課
施策1 社会全体での 就学前教育・ 家庭教育の推 進	(1) 就学前教育・家庭教育に係る推進体制の構築	①「茨城県就学前教育・家庭教育推進協議会」等を活用した連携強化	就学前教育・家庭教育推進室
		②市町村の「保幼小連携協議会」等における連携強化	就学前教育・家庭教育推進室
		③市町村の「家庭教育推進協議会」等の設置促進及び連携強化	就学前教育・家庭教育推進室
	(2) 就学前教育・家庭教育に関する相談体制の整備と活用	①市町村幼児教育アドバイザーの配置促進	就学前教育・家庭教育推進室
		②訪問型家庭教育支援の充実及び実施市町村の拡大	就学前教育・家庭教育推進室
		③切れ目のない支援のための相談体制の充実及び相談窓口の周知促進	就学前教育・家庭教育推進室、生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課、青少年家庭課、福祉政策課、警察本部人身安全少年課
	(3) 就学前教育・家庭教育の支援を行う人材の育成と資質向上	①保幼小接続に携わる人材の育成及び資質向上	就学前教育・家庭教育推進室
		②家庭教育支援に携わる人材の育成及び資質向上	就学前教育・家庭教育推進室
		③県の幼児教育アドバイザー及び家庭教育支援スーパーバイザーの派遣	就学前教育・家庭教育推進室
	(4) 地域と学校、家庭の連携・協働	①コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	義務教育課、生涯学習課
		②地域の子育て支援団体等との連携促進	就学前教育・家庭教育推進室、少子化対策課
	施策2 幼児教育と小 学校教育の円 滑な接続の推 進	(1) 架け橋カリキュラムの策定及び活用、改善	①学校区単位での架け橋カリキュラムの策定・実施等の推進
②「茨城県架け橋カリキュラム作成ガイドブック」の活用促進			就学前教育・家庭教育推進室
③県幼児教育アドバイザーの派遣等による架け橋カリキュラム策定支援			就学前教育・家庭教育推進室
(2) 幼児教育施設と小学校の連携・協働・接続及び情報共有		①開発会議等を活用した幼児教育施設と小学校の意見交換の促進	就学前教育・家庭教育推進室
		②幼児教育施設における個別の教育支援計画作成及び小学校との円滑な引継ぎ	特別支援教育課
		③幼児教育施設と小学校の連携事例等の収集及び共有	就学前教育・家庭教育推進室
(3) 保育者や小学校教員の資質向上		①園内リーダー・保幼小接続コーディネーターを中心とした園内・校内研修の充実	就学前教育・家庭教育推進室、義務教育課
		②相互参観や意見交換等を通じた相互理解の促進、保育・授業の改善	就学前教育・家庭教育推進室
		③キャリアステージに応じた体系的な研修の実施及び研修内容の改善・充実	就学前教育・家庭教育推進室、義務教育課、子ども未来課
(4) 子どもの発達の連続性を踏まえた学びの充実		①小学校以降の生活や学習の基盤となる豊かな体験を通じた保育の充実	就学前教育・家庭教育推進室
		②「環境を通して行う教育」を踏まえた小学校での授業改善の取組推進	就学前教育・家庭教育推進室
		③架け橋期の育ちと学びにおける保護者の理解促進	就学前教育・家庭教育推進室
施策3 家庭の教育力 の向上	(1) 保護者に対する学びの機会の提供と情報提供	①市町村、幼児教育施設、学校、企業等における家庭教育学級・講座の実施促進	就学前教育・家庭教育推進室
		②家庭教育推進員等を活用した家庭教育学級・講座の活性化	就学前教育・家庭教育推進室
		③「家庭教育応援ナビ」を活用した情報発信、コンテンツ内容の充実	就学前教育・家庭教育推進室
	(2) 子どもの成長に沿った家族で過ごす時間の促進	①家庭でのインターネットルールづくりやメディアリテラシーの促進	生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課、義務教育課、高校教育課、青少年家庭課、警察本部人身安全少年課、就学前教育・家庭教育推進室
		②様々な機会を捉えた親子の体験活動の促進	生涯学習課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、文化課
		③家族で過ごす時間の大切さ等の意識啓発	就学前教育・家庭教育推進室、生涯学習課、少子化対策課
	(3) 地域、企業、学校等と連携・協働した家庭教育への支援	①家庭教育支援チーム等と連携・協働した訪問型家庭教育支援の推進	就学前教育・家庭教育推進室
		②市町村、幼児教育施設、学校、企業等における家庭教育学級・講座の実施促進【再掲】	就学前教育・家庭教育推進室
		③社会全体で家庭教育や子どものウェルビーイングを推進する気運の醸成	就学前教育・家庭教育推進室、少子化対策課
	(4) 若い世代が親になったときのための学びの支援	①ライフデザインセミナーを通じた結婚や子育てに対する前向きな気運の醸成	少子化対策課、就学前教育・家庭教育推進室、高校教育課
		②プレコンセプションケアの推進	少子化対策課
	施策4 個別的な配慮 が必要な子どもへの支援	(1) 個別的な配慮が必要な子どもの早期発見・早期支援システムの構築及び早期教育相談の充実	①個別の配慮が必要な子どもの早期発見及び早期支援
②病気や発達等の特性等の早期発見と5歳児健診等の推進及び保護者への相談支援			少子化対策課、障害福祉課、特別支援教育課
③切れ目のない支援のための相談体制の充実及び相談窓口の周知促進【再掲】			就学前教育・家庭教育推進室、生徒支援・いじめ対策推進室、特別支援教育課、青少年家庭課、福祉政策課、警察本部人身安全少年課
(2) 個別の教育支援計画の作成・引継ぎによる切れ目のない支援及び情報共有		①幼児教育施設における個別の教育支援計画作成及び小学校との円滑な引継ぎ【再掲】	特別支援教育課
		②個別の配慮が必要な子どもに係る情報共有強化	就学前教育・家庭教育推進室、生徒支援・いじめ対策推進室、青少年家庭課、福祉政策課
(3) 家庭教育に悩みを抱える家庭へのアウトリーチ型の支援		①家庭教育支援チーム等と連携・協働した訪問型家庭教育支援の推進【再掲】	就学前教育・家庭教育推進室
		②市町村の協議会やケース会議等での家庭教育支援スーパーバイザーの活用促進	就学前教育・家庭教育推進室
		③訪問型家庭教育支援の周知促進	就学前教育・家庭教育推進室
(4) 生活に困窮する家庭への総合的支援		①生活困窮世帯の子どもへの学習支援及び子ども・保護者への生活支援の実施	福祉人材・指導課
		②学習や様々な体験・交流活動の機会を提供できる子どもの居場所づくりの促進	生涯学習課、少子化対策課、青少年家庭課

資料2 数値目標一覧

	指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)	担当課
1	保幼小連携協議会を設置している市町村数	42市町村	44市町村	就学前教育・ 家庭教育推進室
2	家庭教育推進協議会を設置している市町村数	28市町村	44市町村	就学前教育・ 家庭教育推進室
3	訪問型家庭教育支援に取り組む市町村数	28市町村	33市町村	就学前教育・ 家庭教育推進室
4	小中義務教育学校における家庭や地域が一体 となって特色ある学校づくりを進めるコミュ ニティ・スクールの県内設置校の割合	82.1% (※R7)	100%	義務教育課
5	全ての学校区で架け橋カリキュラムの実施・ 検証・改善が図られている市町村数	—	44市町村	就学前教育・ 家庭教育推進室
6	教員の保育参観等を行っている、また、保育者 の授業参観等を受け入れており、意見交換の 機会を設けている小学校の割合	保育参観 54.5% 授業参観 48.0% (※R7)	100%	就学前教育・ 家庭教育推進室
7	架け橋カリキュラムに基づいて授業改善を進 めている小学校の割合	—	100%	就学前教育・ 家庭教育推進室
8	市町村で行われる家庭教育学級・講座の開催 (オンライン開催、企業における家庭教育学 級等含む)回数	3,176回	3,200回	就学前教育・ 家庭教育推進室
9	インターネット利用についての家庭のルール づくりを実施している児童生徒の割合	小81.6% 中77.3% 高96.5% 特(小)99.0% 特(中)98.8% 特(高)98.7%	100%	生徒支援・いじ め対策推進室/ 特別支援教育課
10	家庭教育支援チームの文部科学省への登録数	42チーム	52チーム	就学前教育・ 家庭教育推進室
11	学校内外の機関等で相談・指導等を受けてい る小中義務教育学校における不登校児童生徒 の割合	94.0%	100%	生徒支援・いじ め対策推進室
12	当該年度の訪問型家庭教育支援の対象家庭の うち改善が見られている家庭の割合	95.2%	100%	就学前教育・ 家庭教育推進室

資料3 茨城県就学前教育・家庭教育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本県の就学前教育・家庭教育を推進するため、茨城県就学前教育・家庭教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 協議会は、次の各号について協議する。

- (1) 就学前教育及び家庭教育の現状、課題の整理
- (2) 就学前教育及び家庭教育の推進に必要な事項に関すること
- (3) その他、協議会で必要と決定された事項

(組織等)

第3条 協議会は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、協議会の議事全体を統括する。
- 4 協議会の委員は、学校教育（保育所・幼稚園・認定こども園を含む。）及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から当該年度の末日までとする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、教育庁総務企画部生涯学習課長（以下「課長」という。）が招集する。

- 2 座長が会議の議長となる。
- 3 委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 4 課長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(就学前教育推進委員会)

第6条 協議会に、就学前教育推進委員会を置く。

- 2 就学前教育推進委員会は、教育庁総務企画部生涯学習課就学前教育・家庭教育推進室（以下「就学前教育・家庭教育推進室」という。）が定める者をもって構成する。
- 3 就学前教育推進委員会は、その経過及び結果を会議に報告するものとする。
- 4 就学前教育推進委員会の事務局は、就学前教育・家庭教育推進室に置く。

(家庭教育推進委員会)

第7条 協議会に、家庭教育推進委員会を置く。

- 2 家庭教育推進委員会は、就学前教育・家庭教育推進室が定める者をもって構成する。
- 3 家庭教育推進委員会は、その経過及び結果を会議に報告するものとする。
- 4 家庭教育推進委員会の事務局は、就学前教育・家庭教育推進室に置く。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、就学前教育・家庭教育推進室において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、課長が別に定める。

付 則
この要綱は、平成 28 年 6 月 17 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 29 年 5 月 29 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和元年 5 月 21 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和 3 年 5 月 13 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和 4 年 5 月 12 日から施行する。



茨城県

茨城県就学前教育・家庭教育推進アクションプラン

茨城県教育庁総務企画部生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029-301-5132 FAX 029-301-5339

家庭教育支援ポータルサイト「家庭教育応援ナビ」

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/katei/>

茨城県教育委員会ホームページ

<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/>

